

## 公 告

次のとおり企画競争について公告します。

令和4年7月20日

全国健康保険協会石川支部

支部長 横 本 篤

### 1 企画競争に付する事項

「レセプト点検事務研修」委託業務

### 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全国健康保険協会会計細則第31条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
  - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」（その他）においてA、B、C又はDのいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) 競争参加者は次の資格を有すること。
  - ① 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
  - ② 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料の未納がない者であること。（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと。）  
また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
  - ③ 本業務と同様の業務受託実績を有する者であること。
  - ④ 個人情報 の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価としてプライバシーマーク取得事業者又はISO/IEC27001、JISQ27001を取得している事業者であること。

### 3 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和4年7月20日（金）～令和4年7月27日（金）11:00まで
- (2) 場所 石川県金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階

全国健康保険協会石川支部 レセプトグループ 担当：小林  
TEL：076-264-7203

(3) 交付方法 郵送又は上記(2)で示した場所において交付する。なお、郵送による交付を希望する者は、上記(2)で示した担当者あて電話にて交付依頼を行うこと。

4 企画競争募集要領等に対する質疑の受付及び回答

質疑は下記により、FAXにて受け付ける。

(1) 受付先 全国健康保険協会石川支部  
業務部レセプトグループ 担当 小林

FAX番号 076-264-7206

(2) 受付期間 令和4年7月27日(水) 午前11時00分まで

(3) 回答 令和4年7月28日(木) 午後5時00分までに回答する。

5 企画提案書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、企画競争募集要領等の交付場所及び問い合わせ先  
〒920-8767 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA金沢ビル9階  
全国健康保険協会石川支部 業務部レセプトグループ 担当 小林  
電話076-264-7203

(2) 企画提案書等の提出期限及び場所

期限 令和4年8月19日(金) 午前11時00分

場所 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA金沢ビル9階  
全国健康保険協会石川支部

提出方法 持参または郵送(配達、受領状況が確認できる郵送方法)とする。

6 企画提案の審査

有効な企画書等を提出した者から、審査委員会にて書類審査を実施する。

7 契約候補者の選定

企画競争募集要領及び仕様書に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者と次点者一者を選定する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金  
全額免除とする。

(3) 企画書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書、その他競争参加の条件に違反した者の提出した企画書は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 不要（請書を徴する）

(5) 詳細は企画競争募集要領及び仕様書による。

(参 考)

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。